

福岡県警備業青色防犯パトロール隊の目的等

1 実施目的は次の通りです。

福岡県警備業青色防犯パトロール隊は、福岡県内における街頭犯罪や子どもが被害に遭う事件などの犯罪抑止と県民の防犯意識向上を図るため、警察等関係機関と緊密な連携のもと、ボランティアによる青色防犯パトロールを実施し、「安全・安心ふくおか」の確立に貢献することを目的としています。

2 隊員は、犯罪抑止と県民の防犯意識の向上を図るため、次の活動を行います。

- (1) 福岡県内における青色防犯パトロール活動
- (2) 福岡県警察の情報システムを活用した子どもの犯罪被害防止活動
- (3) 自動車、バイク、自転車などの車両盗、車上狙い等の被害防止活動
- (4) 地域安全に関する問題点の把握及び資料化
- (5) 交通事故防止活動
- (6) 防犯意識向上のための広報啓発活動

3 隊員は、青色防犯パトロール活動の趣旨に賛同する「福岡県警備業防犯組合連絡協議会」の会員の中から、県警が実施する実施者講習を受講した者を協会会長が、福岡県警備業青色防犯パトロール隊員（以下「隊員」という。）に委嘱します。

4 隊員の任期は、2年ですが、必要により更新することができます。

5 隊員の服装

隊員の服装は、隊員の所属会社の制服を着用してもよいが、活動中は必ず「福岡県警備業青色防犯パトロール隊」の腕章を腕に着用することとしています。

5 隊員は次に掲げる遵守事項に従って安全パトロールを実施しています。

- (1) 交付された標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- (2) 「パトロール実施者証」を必ず携帯すること。
- (3) 自動車の車体に「防犯パトロール中」のマグネットシートを必ず装着すること。
- (4) 青色回転灯は屋根に1個のみ装備すること。
- (5) 青色防犯パトロール以外の時は青色回転灯を点灯しないこと。
- (6) 青色防犯パトロールは2名以上で実施すること。
- (7) 道路交通法など交通関係法令を遵守すること。
- (8) 青色防犯パトロールに関して、交通事故などが発生した場合は、速やかに警察に届け出ること。